

一定金額未満の預金口座解約手続き における「印鑑レス化」について

当金庫では、令和4年4月1日（金）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きについて、ご通帳および運転免許証等の顔写真付き本人確認書類のご提示により、お届け印鑑の押印を不要（印鑑レス）とし、預金者ご本人さまの署名のみで口座解約できるよう手続きを簡素化いたします。

◆一定金額未満の預金口座解約手続きにおける「印鑑レス化」の概要

対象となるお客さま	個人および個人事業主のお客さま
対象となる預金種類	・普通預金口座（決済用普通預金口座、総合口座、通帳レス口座を含む）
	・貯蓄預金口座
	・納税準備預金口座
対象となる要件	・当該口座残高が、10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	・ご通帳（通帳レス口座の場合は、スマホ画面の提示）
	・キャッシュカード（発行している場合のみ）
	・顔写真付公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
	※未成年者名義の預金口座の場合は、親権者さまの顔写真付公的本人確認書類および預金名義さまの公的本人確認書類（健康保険証等）をご提示いただきます。
取扱店舗	・全営業店窓口
取扱開始日	・令和4年4月1日（金）
対象外口座	・カードローン契約口座およびお借入の返済口座
	・出資金の配当金受取口座
	・個人インターネットバンキング等のサービス利用口座
	・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座

※ご不明な点がございましたら、お取扱店までお問い合わせください。

（2022年3月現在）